



## 6. 無電柱化の推進のために講じる施策

### 6-1 無電柱化の低コスト化・工期短縮に向けた取組

国や東京都において、無電柱化の低コスト化・工期縮減に向けて実用化済または検討が進められている手法や材料について積極的に活用を検討し、無電柱化事業の事業費や事業期間の縮減に努めていきます。

#### 実用化済または検討が進められている手法の例

管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	直接埋設 (国交省等において実証実験を実施)
<p>                             現行より浅い位置に埋設                         </p>  <p>                             管路の事例(国内)                         </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浅層埋設基準を緩和(平成28年4月施行)</li> <li>全国展開を図るための「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)」を作成(平成29年3月発出)</li> </ul> <p>(※P.49 参考資料)</p>	<p>                             小型化したボックス内にケーブルを埋設                         </p>  <p>                             小型ボックスの事例                         </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モデル施工(平成28年度～)</li> <li>電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定(平成28年9月施行)</li> <li>全国展開を図るための「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)」を作成(平成29年3月発出)</li> </ul>	<p>                             ケーブルを地中に直接埋設                         </p>  <p>                             直接埋設の事例(京都)                         </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直接埋設方式導入に向けた課題のとりまとめ(平成27年12月)</li> <li>直接埋設用ケーブル調査、舗装への影響調査(平成28年度)</li> <li>実証実験を実施(平成29年度)</li> </ul>

出典：「国土交通省ホームページ」

## 6-2 狭あい道路における無電柱化整備

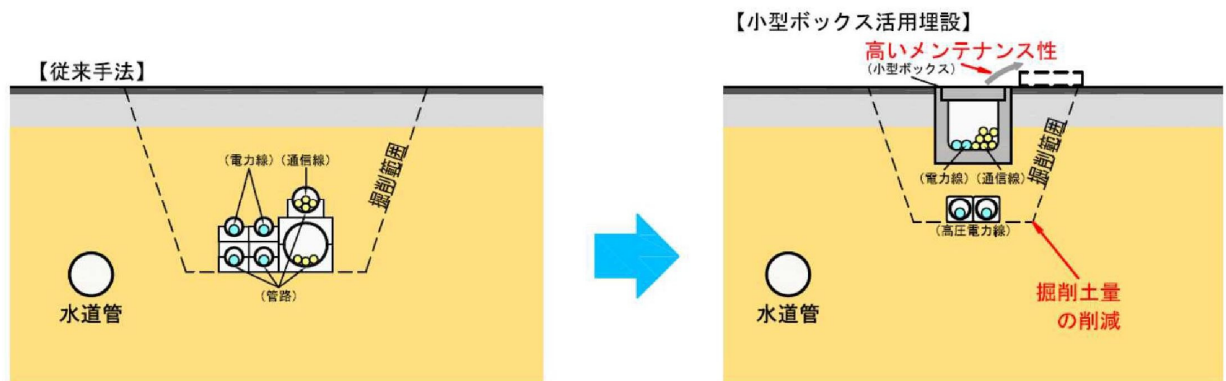
### (1) 技術的課題の解決

狭あいな道路を従来の電線共同溝方式で無電柱化する場合の技術的課題として、地上機器の設置場所が限られてしまうことや、既設の地中埋設物（ガス管、水道管、下水道管等）が支障となり電線共同溝の埋設に必要な空間の確保が困難であることが挙げられます。

これらの解決策として、地上機器の設置場所を道路用地内に確保できない場合は、沿道の公用用地等の活用を検討します。また、電線共同溝の埋設に必要な空間の確保が困難な場合は、小型ボックス活用埋設方式等の手法の採用を検討します。



公園等の公共用地を活用して地上機器を設置した例



出典：「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き（案）Ver.2」

京都市中京区先斗町通では、道路用地外への地上機器の設置や、小型ボックス活用埋設方式を採用した無電柱化が実施されています。併せて特殊部の小型化や地上機器の美化も行われており、国土交通省の低コスト無電柱化モデル施工に認定されています。

当該箇所の無電柱化事業にあたり、地域住民からの無電柱化への協力を得られたことで地上機器を民地内に設置し、埋設に必要な空間を確保するために小型ボックス活用埋設手法を採用したことで、従来手法による課題を解決しています。

○京都の五花街の一つ先斗町は、幅員が狭く従来の電線共同溝整備が困難であったが、地域の協力を得て、小型ボックス活用埋設による無電柱化を実施

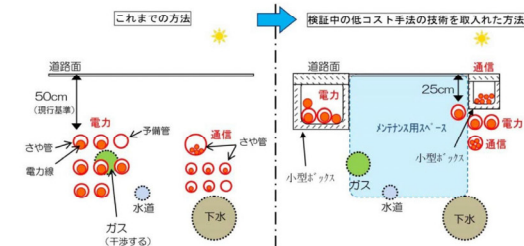
○概要

- ・事業箇所：京都府京都市中京区石屋町なかぎょうくいしやちよう～柏屋町地内かしわやちよう
- ・路線名：一般市道 先斗町通ほんとうちようどおり
- ・延長：490m
- ・低コスト手法：小型ボックス活用埋設



○特徴

小型ボックス活用埋設の検討のほか、特殊部の小型化や地上機器の改良、美化等を実施

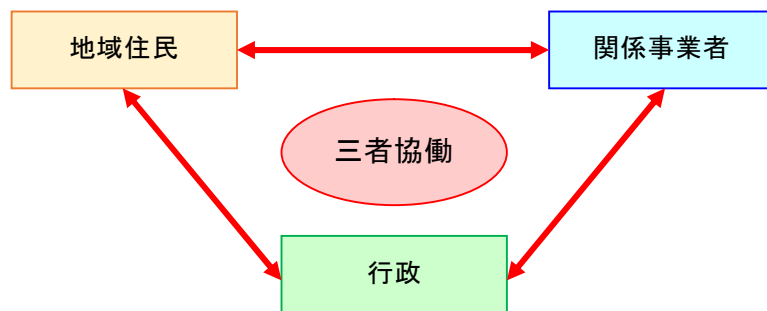


出典：「国土交通省ホームページ」

(2) 三者協働

無電柱化事業を円滑に推進するためには、地域住民及び関係事業者による協力が重要となります。そのために、広報活動や啓発活動等を通じて、無電柱化事業の重要性を行政が積極的に発信し働きかけることにより、協力関係を構築します。

そして、三者が適切な役割分担のもとに協働することで、無電柱化を推進していきます。



三者の主な役割

地域住民	関係事業者	行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無電柱化に対する理解と関心の強化</li> <li>・無電柱化事業への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設電柱の設置抑制</li> <li>・既設電柱の撤去</li> <li>・新技術の開発</li> <li>・路上工事の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無電柱化事業の推進</li> <li>・地域住民への無電柱化に関する広報活動</li> </ul>

### 6-3補助制度を活用した財源確保

国では、道路の無電柱化を含む「地域における総合的な生活空間の安全確保」に関する社会資本整備にあたり、補助金制度である社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）を交付しています。（※P.50 参考資料）

東京都では、区市町村道における防災に寄与する路線の無電柱化に際し、歩道幅員が2.5m未満または歩道が無い区間など無電柱化が困難な路線や区間に対して、財政支援及び技術支援を行う「東京都無電柱化チャレンジ支援事業」を策定しています。

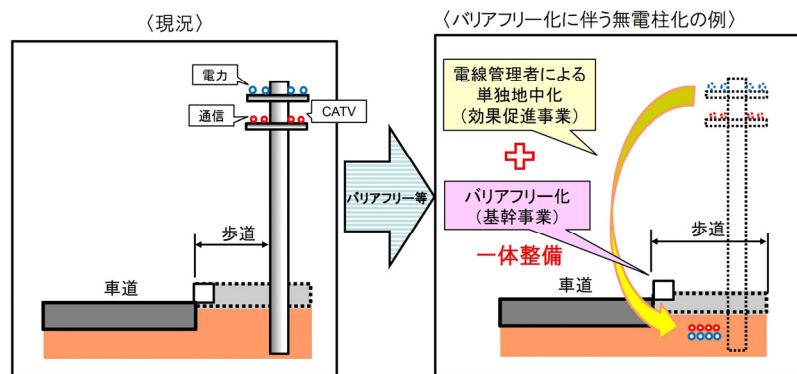
（※P.51 参考資料）

無電柱化の推進にあたっては、これらの補助制度を積極的かつ有効に活用し、財源確保に努めていきます。

### 6-4道路事業や市街地開発事業等との同時整備の検討

道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、あわせて無電柱化事業の実施を検討し、事業の効率化に努めていきます。

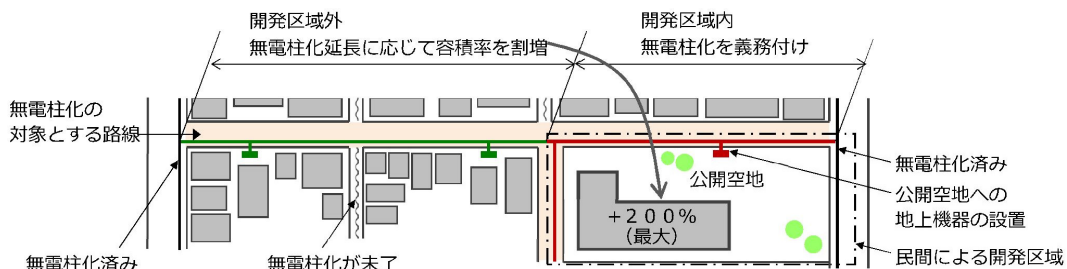
道路事業においては、歩道の新設やバリアフリー化工事にあわせて、無電柱化の同時整備を検討します。



出典：「国土交通省ホームページ」

市街地開発事業等においては、無電柱化事業以外の不燃化特区推進事業や都市計画事業等の中で必要に応じ無電柱化の検討を行います。

また、無電柱化推進法第12条の適用や、東京都が策定している「都市開発諸制度」の活用により、民間開発事業が実施される際の道路の無電柱化を促進していきます。



出典：「東京都無電柱化計画」

### 6-5道路法第37条に基づく占用制限の活用

防災上重要な路線や、歩行者の安全かつ円滑な通行を図る必要がある路線等で、特に無電柱化事業の必要性がある路線については、道路法第37条の規定に基づく新設電柱の占用制限措置を検討します。（※P.53 参考資料）